

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																						
4	第 1 章 第 4 節 計画の作成又は修正に際し準拠すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」<u>（平成 2 8 年 3 月 1 日（部分改正））</u>に準拠する。	第 1 章 第 4 節 計画の作成又は修正に際し準拠すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」<u>（平成 2 9 年 7 月 5 日（全部改正））</u>に準拠する。	H29. 7. 5 原子力災害 対策指針改正																																						
4	（参考）今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題（原子力災害対策指針） ※以下の事項は、今後、原子力規制委員会で検討され、その内容を原子力災害対策指針に記載していくこととされている。 ・<u>実用発電用原子炉以外の原子力施設に係る緊急事態区分及び EAL、原子力災害対策重点区域の範囲並びにオフサイトセンターの在り方</u> （略）	（参考）今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題（原子力災害対策指針） ※以下の事項は、今後、原子力規制委員会で検討され、その内容を原子力災害対策指針に記載していくこととされている。 （削除） （略）	H29. 7. 5 原子力災害 対策指針改正																																						
6	表 1. 6. 1 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ） 資料：住民基本台帳（平成 28 年 7 月 1 日） <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区名</th><th>地 域</th><th>世帯数（世帯）</th><th>人口（人）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">左京区</td><td>久 多</td><td><u>59</u></td><td><u>96</u></td></tr> <tr> <td>広河原</td><td><u>36</u></td><td><u>98</u></td></tr> <tr> <td>右京区</td><td>京北上弓削町上川行政区</td><td><u>54</u></td><td><u>101</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">計</td><td><u>149</u></td><td><u>295</u></td></tr> </tbody> </table>	行政区名	地 域	世帯数（世帯）	人口（人）	左京区	久 多	<u>59</u>	<u>96</u>	広河原	<u>36</u>	<u>98</u>	右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>54</u>	<u>101</u>	計		<u>149</u>	<u>295</u>	表 1. 6. 1 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ） 資料：住民基本台帳（平成 29 年 10 月 1 日） <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区名</th><th>地 域</th><th>世帯数（世帯）</th><th>人口（人）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">左京区</td><td>久 多</td><td><u>57</u></td><td><u>95</u></td></tr> <tr> <td>広河原</td><td><u>42</u></td><td><u>121</u></td></tr> <tr> <td>右京区</td><td>京北上弓削町上川行政区</td><td><u>53</u></td><td><u>95</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">計</td><td><u>152</u></td><td><u>311</u></td></tr> </tbody> </table>	行政区名	地 域	世帯数（世帯）	人口（人）	左京区	久 多	<u>57</u>	<u>95</u>	広河原	<u>42</u>	<u>121</u>	右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>53</u>	<u>95</u>	計		<u>152</u>	<u>311</u>	時点修正
行政区名	地 域	世帯数（世帯）	人口（人）																																						
左京区	久 多	<u>59</u>	<u>96</u>																																						
	広河原	<u>36</u>	<u>98</u>																																						
右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>54</u>	<u>101</u>																																						
計		<u>149</u>	<u>295</u>																																						
行政区名	地 域	世帯数（世帯）	人口（人）																																						
左京区	久 多	<u>57</u>	<u>95</u>																																						
	広河原	<u>42</u>	<u>121</u>																																						
右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>53</u>	<u>95</u>																																						
計		<u>152</u>	<u>311</u>																																						

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
7	7.1.2 情報収集事態及び緊急事態（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）の基本的な考え方 （略） （１）情報収集事態 情報収集事態とは、<u>原子力施設等立地</u>市町村で以下のような自然災害が発生した場合をいう。 情報収集事態において、国は関係省庁及び関係地方公共団体への連絡や対外公表等を行うこととされている。 《情報収事態》 <u>原子力施設等立地</u>市町村で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した場合 <u>（原子力施設等立地道府県における震度が 6 弱以上であった場合を除く。）</u>	7.1.2 情報収集事態及び緊急事態（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）の基本的な考え方 （略） （１）情報収集事態 情報収集事態とは、<u>原子力事業所所在</u>市町村で以下のような自然災害が発生した場合をいう。 情報収集事態において、国は関係省庁及び関係地方公共団体への連絡や対外公表等を行うこととされている。 《情報収事態》 <u>原子力事業所所在</u>市町村で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した場合	H29.7.5 原子力災害 対策指針改正
8	（２）警戒事態 警戒事態とは、<u>原子力施設等の立地地域及びその周辺</u>において、以下のような大規模自然災害の発生又は原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある場合をいう。 （略） 《警戒事態》 ①<u>原子力施設等立地道府県</u>において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ②<u>原子力施設等立地道府県</u>において、大津波警報が発表された場合 ③～④（略）	（２）警戒事態 警戒事態とは、<u>原子力事業所所在市町村</u>において、以下のような大規模自然災害の発生又は原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある場合をいう。 （略） 《警戒事態》 ①<u>原子力事業所所在市町村</u>において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ②<u>原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区</u>において、大津波警報が発表された場合 ③～④（略）	H29.7.5 原子力災害 対策指針改正

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
9	表 1.7.1 各緊急事態区分を判断する E A L の枠組みについて 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る <u>原子炉施設</u>（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 警 戒 事 態 を 判 断 す る E A L ①～④（略） ⑤ 原子炉の停止中に <u>1つの残留熱除去系</u> ポンプの機能が喪失すること。 ⑥～⑨（略） ⑩ 燃料被覆管障壁 <u>もしくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁 <u>もしくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該 <u>原子炉施設等立地道府県</u> において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該 <u>原子炉施設等立地道府県</u> 沿岸において、大津波警報が <u>発令</u> された場合。 ⑬ <u>オンサイト統括補佐</u> が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭～⑮（略）	表 1.7.1 各緊急事態区分を判断する E A L の枠組みについて 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る <u>原子炉の運転等のための施設</u>（<u>当該施設が炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合又は</u> 原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 警 戒 事 態 を 判 断 す る E A L ①～④（略） ⑤ 原子炉の停止中に <u>当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部</u> が喪失すること。 ⑥～⑨（略） ⑩ 燃料被覆管障壁 <u>若しくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁 <u>若しくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該 <u>原子力事業所所在市町村</u> において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該 <u>原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区</u> において、大津波警報が <u>発表</u> された場合。 ⑬ <u>オンサイト統括</u> が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭～⑮（略）	H29.7.5 原子力災害 対策指針改正

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
10 ～ 11	<u>施 設 敷 地 緊 急 事 態 を 判 断 す る E A L</u> ①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが<u>発生する</u>こと。 ②（略） ③全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（<u>原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上</u>）継続すること。 ④（略） ⑤原子炉の停止中に、<u>全ての残留熱除去系ポンプ</u>の機能が喪失すること。 ⑥～⑭（略） <u>全 面 緊 急 事 態 を 判 断 す る E A L</u> ①（略） ②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての<u>非常用炉心冷却装置</u>による<u>当該原子炉への注水</u>ができないこと。 ③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての<u>注水</u>機能が喪失した場合において、全ての<u>非常用炉心冷却装置</u>による<u>当該原子炉への注水</u>ができないこと。 ④（略） ⑤全ての交流母線から電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（<u>原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属設備</u>	<u>施 設 敷 地 緊 急 事 態 を 判 断 す る E A L</u> ①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが<u>発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできない</u>こと。 ②（略） ③全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ④（略） ⑤原子炉の停止中に<u>当該原子炉から残留熱を除去する</u>機能が喪失すること。 ⑥～⑭（略） <u>全 面 緊 急 事 態 を 判 断 す る E A L</u> ①（略） ②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての<u>非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備</u>による<u>注水が直ちに</u>できないこと。 ③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての<u>給水</u>機能が喪失した場合において、全ての<u>非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備</u>による<u>注水が直ちに</u>できないこと。 ④（略） ⑤全ての交流母線から電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由												
11	<u>の技術基準に関する規則第 7 2 条第 1 項の基準に適合しない場合には、3 0 分以上）継続すること。</u> ⑥～⑬（略）	⑥～⑬（略）													
24	表 2.6.1 京都市の警戒態勢 <table><tr><th colspan="2">災害の状況</th></tr><tr><td>※ 1 情報収集事態</td><td>・ <u>原子力施設等立地</u>市町村（おおい町）で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した場合 <u>（原子力施設等立地道府県において震度が 6 弱以上であった場合を除く。）</u></td></tr><tr><td>※ 2 警戒事態</td><td>・ <u>原子力施設等立地道府県（福井県）</u>において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合及び大津波警報が発表された場合（略）</td></tr></table>	災害の状況		※ 1 情報収集事態	・ <u>原子力施設等立地</u> 市町村（おおい町）で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した場合 <u>（原子力施設等立地道府県において震度が 6 弱以上であった場合を除く。）</u>	※ 2 警戒事態	・ <u>原子力施設等立地道府県（福井県）</u> において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合及び大津波警報が発表された場合（略）	表 2.6.1 京都市の警戒態勢 <table><tr><th colspan="2">災害の状況</th></tr><tr><td>※ 1 情報収集事態</td><td>・ <u>原子力事業所所在</u>市町村（おおい町）で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した場合</td></tr><tr><td>※ 2 警戒事態</td><td>・ <u>原子力事業所所在市町村（おおい町）</u>において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合及び<u>原子力事業所所在市町村（おおい町）沿岸を含む津波予報区において</u>大津波警報が発表された場合（略）</td></tr></table>	災害の状況		※ 1 情報収集事態	・ <u>原子力事業所所在</u> 市町村（おおい町）で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した場合	※ 2 警戒事態	・ <u>原子力事業所所在市町村（おおい町）</u> において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合及び <u>原子力事業所所在市町村（おおい町）沿岸を含む津波予報区において</u> 大津波警報が発表された場合（略）	H29.7.5 原子力災害 対策指針改正
災害の状況															
※ 1 情報収集事態	・ <u>原子力施設等立地</u> 市町村（おおい町）で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した場合 <u>（原子力施設等立地道府県において震度が 6 弱以上であった場合を除く。）</u>														
※ 2 警戒事態	・ <u>原子力施設等立地道府県（福井県）</u> において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合及び大津波警報が発表された場合（略）														
災害の状況															
※ 1 情報収集事態	・ <u>原子力事業所所在</u> 市町村（おおい町）で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した場合														
※ 2 警戒事態	・ <u>原子力事業所所在市町村（おおい町）</u> において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合及び <u>原子力事業所所在市町村（おおい町）沿岸を含む津波予報区において</u> 大津波警報が発表された場合（略）														
25	（参考）【京都府地域防災計画 第 2 編 第 7 章 3.】 原子力災害合同対策協議会は、国の現地災害対策本部、京都府、府内関係市町及び福井県等のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び関西電力（株）の代表者又は代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、<u>放射線医学総合研究所</u>、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。 （略）	（参考）【京都府地域防災計画 第 2 編 第 7 章 3.】 原子力災害合同対策協議会は、国の現地災害対策本部、京都府、府内関係市町及び福井県等のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び関西電力（株）の代表者又は代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。 （略）	京都府地域 防災計画の 修正に伴う 修正												

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
28	図 2.6.2 警戒事態発生時に係る連絡系統図 （図中） 原子力規制庁<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>（原子力規制委員会）	図 2.6.2 警戒事態発生時に係る連絡系統図 （図中） 原子力規制庁<u>緊急事案対策室</u>（原子力規制委員会）	組織改正に伴う修正
29	図 2.6.3 施設敷地緊急事態発生通報時に係る連絡系統図 （図中） 原子力規制庁<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>（原子力規制委員会） 農林水産省大臣官房 <u>企画評価課環境対策室</u>	図 2.6.3 施設敷地緊急事態発生通報時に係る連絡系統図 （図中） 原子力規制庁<u>緊急事案対策室</u>（原子力規制委員会） 農林水産省大臣官房 <u>文書課災害対策室</u>	組織改正に伴う修正

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行			修 正 案			修正理由
30							組織改正に伴う修正
	事前対策項目	担当	分担内容	事前対策項目	担当	分担内容	
	7.2 避難所等の整備	行財政局 (防災危機管理室) 保健福祉局 (新設) 区役所 教育委員会	7.2.7 要配慮者に配慮した避難所等の整備等	7.2 避難所等の整備	行財政局 (防災危機管理室) 保健福祉局 <u>子ども若者はぐくみ局</u> 区役所 教育委員会	7.2.7 要配慮者に配慮した避難所等の整備等	
	7.3 避難行動要支援者等に関する措置	行財政局 (防災危機管理室) 保健福祉局 (新設) 区役所 教育委員会	7.3.1 避難行動要支援者に関する情報把握, 避難支援・安否確認体制の整備	7.3 避難行動要支援者等に関する措置	行財政局 (防災危機管理室) 保健福祉局 <u>子ども若者はぐくみ局</u> 区役所 教育委員会	7.3.1 避難行動要支援者に関する情報把握, 避難支援・安否確認体制の整備	
			7.3.2 要配慮者の避難誘導・移送体制の整備等			7.3.2 要配慮者の避難誘導・移送体制の整備等	
	7.5 病院等医療機関, 社会福祉施設, 学校等施設における非難計画の作成	保健福祉局 (新設)	7.5.1 病院等医療機関における避難計画の作成	7.5 病院等医療機関, 社会福祉施設, 学校等施設における非難計画の作成	保健福祉局 <u>子ども若者はぐくみ局</u>	7.5.1 病院等医療機関における避難計画の作成	
			7.5.2 社会福祉施設における避難計画の作成			7.5.2 社会福祉施設における避難計画の作成	
		保健福祉局 (新設) 教育委員会	7.5.3 学校等施設における避難計画の作成		保健福祉局 <u>子ども若者はぐくみ局</u> 教育委員会	7.5.3 学校等施設における避難計画の作成	

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
32	7.2.7 要配慮者に配慮した避難所等の整備 京都市《行財政局（防災危機管理室）、保健福祉局、区役所、教育委員会》は、京都府と連携し、避難所において、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下、同じ。）に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、福祉避難所の指定を進める。	7.2.7 要配慮者に配慮した避難所等の整備 京都市《行財政局（防災危機管理室）、保健福祉局、<u>子ども若者はぐくみ局</u>、区役所、教育委員会》は、京都府と連携し、避難所において、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下、同じ。）に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、福祉避難所 <u>（妊産婦等福祉避難所除く）</u> の指定を進める。	組織改正に伴う修正
33	7.3.2 要配慮者の避難誘導・移送体制の整備 京都市《行財政局（防災危機管理室）、保健福祉局、区役所》は、 （略）	7.3.2 要配慮者の避難誘導・移送体制の整備 京都市《行財政局（防災危機管理室）、保健福祉局、<u>子ども若者はぐくみ局</u>、区役所》は、 （略）	組織改正に伴う修正

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
33	7.5.3 学校等施設における避難計画の作成 学校等施設の管理者は、京都市《<u>保健福祉局</u>，教育委員会》と連携し、原子力災害時における園児，児童，生徒及び学生の安全を確保するため、避難場所，避難経路，誘導責任者，誘導方法等についての避難計画を作成する。 また、京都市《<u>保健福祉局</u>，教育委員会》は、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等及び小学校の園児又は児童の安全で確実な避難のため、各施設が保護者との間で、災害発生時における園児の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。	7.5.3 学校等施設における避難計画の作成 学校等施設の管理者は、京都市《<u>子ども若者はぐくみ局</u>，教育委員会》と連携し、原子力災害時における園児，児童，生徒及び学生の安全を確保するため、避難場所，避難経路，誘導責任者，誘導方法等についての避難計画を作成する。 また、京都市《<u>子ども若者はぐくみ局</u>，教育委員会》は、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等及び小学校の園児又は児童の安全で確実な避難のため、各施設が保護者との間で、災害発生時における園児の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。	組織改正に伴う修正
35	8.1 専門家の現地移送への協力 8.1.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、京都府が行う<u>放射線医学総合研究所</u>，指定公共機関等からのモニタリング，医療等に関する専門家の現地への移送に協力する。	8.1 専門家の現地移送への協力 8.1.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、京都府が行う<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>，指定公共機関等からのモニタリング，医療等に関する専門家の現地への移送に協力する。	京都府地域防災計画の修正に伴う修正

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由												
38	第 1 0 節 ■役割分担 <table><tr><th>事前対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr><tr><td>10.1 住民等への的確な情報伝達体制の整備</td><td>行財政局(防災危機管理室) 総合企画局 保健福祉局 (新設) 区役所</td><td>10.1.4 要配慮者等に対する迅速な災害情報伝達のための体制の整備</td></tr></table>	事前対策項目	担当	分担内容	10.1 住民等への的確な情報伝達体制の整備	行財政局(防災危機管理室) 総合企画局 保健福祉局 (新設) 区役所	10.1.4 要配慮者等に対する迅速な災害情報伝達のための体制の整備	第 1 0 節 ■役割分担 <table><tr><th>事前対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr><tr><td>10.1 住民等への的確な情報伝達体制の整備</td><td>行財政局(防災危機管理室) 総合企画局 保健福祉局 <u>子ども若者はぐくみ局</u> 区役所</td><td>10.1.4 要配慮者等に対する迅速な災害情報伝達のための体制の整備</td></tr></table>	事前対策項目	担当	分担内容	10.1 住民等への的確な情報伝達体制の整備	行財政局(防災危機管理室) 総合企画局 保健福祉局 <u>子ども若者はぐくみ局</u> 区役所	10.1.4 要配慮者等に対する迅速な災害情報伝達のための体制の整備	組織改正に伴う修正
事前対策項目	担当	分担内容													
10.1 住民等への的確な情報伝達体制の整備	行財政局(防災危機管理室) 総合企画局 保健福祉局 (新設) 区役所	10.1.4 要配慮者等に対する迅速な災害情報伝達のための体制の整備													
事前対策項目	担当	分担内容													
10.1 住民等への的確な情報伝達体制の整備	行財政局(防災危機管理室) 総合企画局 保健福祉局 <u>子ども若者はぐくみ局</u> 区役所	10.1.4 要配慮者等に対する迅速な災害情報伝達のための体制の整備													
38	10.1.4 要配慮者等に対する迅速な災害情報伝達のための体制の整備 京都市《行財政局（防災危機管理室）、総合企画局、保健福祉局、区役所》は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び京都府と連携し、要配慮者及び一次滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。	10.1.4 要配慮者等に対する迅速な災害情報伝達のための体制の整備 京都市《行財政局（防災危機管理室）、総合企画局、保健福祉局、<u>子ども若者はぐくみ局</u>、区役所》は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び京都府と連携し、要配慮者及び一次滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。	組織改正に伴う修正												

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行			修 正 案			修正理由
39	第 1 2 節 ■役割分担			第 1 2 節 ■役割分担			組織改正に伴う修正
	事前対策項目	担当	分担内容	事前対策項目	担当	分担内容	
	12.1 原子力防災危機管理室に関する知識の普及と啓発	行財政局(防災危機管理室) 総合企画局 保健福祉局 (新設) 区役所 消防局	12.1.3 要配慮者や男女双方の視点に配慮した防災知識の普及と啓発の実施	12.1 原子力防災危機管理室に関する知識の普及と啓発	行財政局(防災危機管理室) 総合企画局 保健福祉局 <u>子ども若者はぐくみ局</u> 区役所 消防局	12.1.3 要配慮者や男女双方の視点に配慮した防災知識の普及と啓発の実施	
40	12.1.3 要配慮者や男女双方の視点に配慮した防災知識の普及と啓発の実施 京都市《行財政局（防災危機管理室）、総合企画局、保健福祉局、区役所、消防局》が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において酔う配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。			12.1.3 要配慮者や男女双方の視点に配慮した防災知識の普及と啓発の実施 京都市《行財政局（防災危機管理室）、総合企画局、保健福祉局、 <u>子ども若者はぐくみ局</u> 、区役所、消防局》が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において酔う配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。			組織改正に伴う修正

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
48	（参考）【防災基本計画 第12編原子力災害対策編 第2章 災害応急対策 第1節 2】 2 警戒事態発生時の連絡等 （略） ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、P A Z 内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請するものとする。 （略） ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、U P Z 内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、U P Z 外の地方公共団体（P A Z 外及びU P Z 外の区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。 （略）	（参考）【防災基本計画 第12編原子力災害対策編 第2章 災害応急対策 第1節 2】 2 警戒事態発生時の連絡等 （略） ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、P A Z 内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請するものとする。<u>その際併せて、気象情報を提供するものとする。</u> （略） ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、U P Z 内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、U P Z 外の地方公共団体（P A Z 外及びU P Z 外の区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。<u>その際併せて、気象情報を提供するものとする。</u> （略）	防災基本計画の修正に伴う修正

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
48 ～ 49	（参考）【防災基本計画 第 12 編原子力災害対策編 第 2 章 災害応急対策 第 1 節 3 (1)】 3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等 (1) 施設敷地緊急事態発生情報の連絡 （略） ○原子力規制委員会、内閣府、地方公共団体及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し、官邸、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所、<u>後方支援拠点</u>等にそれぞれ非常参集職員を参集させるものとする。 （略） ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、UPZ 内の地方公共団体に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし、UPZ 外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。 （新設） ○原子力規制委員会及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び関係指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを通じた各拠点間の連絡体制を確認するものとする。 （略）	（参考）【防災基本計画 第 12 編原子力災害対策編 第 2 章 災害応急対策 第 1 節 3 (1)】 3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等 (1) 施設敷地緊急事態発生情報の連絡 （略） ○<u>国</u>〔原子力規制委員会、内閣府、<u>関係省庁</u>〕、地方公共団体及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し、官邸、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所、<u>原子力事業所災害対策支援拠点</u>等にそれぞれ非常参集職員を参集させるものとする。 （略） ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、UPZ 内の地方公共団体に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし、UPZ 外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。 <u>○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成した施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部等の間で認識の共有を図るものとする。</u> ○原子力規制委員会及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び関係指定公共機関、<u>自然災害に対応する非対本部等が設置されている場合には当該本部</u>を結ぶテレビ会議システムを通じた各拠点間の連絡体制を確認するものとする。 （略）	防災基本計画の修正に伴う修正

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
50	（参考）【防災基本計画 第12編原子力災害対策編 第2章 災害応急対策 第1節 4】 （全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）） （略） ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、官邸〔内閣官房〕に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとする。その際併せて、緊急時モニタリングの結果、気象情報等を<u>提出</u>するものとする。 （新設） ○<u>原子力規制委員会は</u>、全面緊急事態が発生したと判断した<u>場合は</u>直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡<u>を行い</u>、関係省庁は官邸、緊急時に緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設等予め指定された場所に参集することとなっている職員を参集させるものとする。 （略）	（参考）【防災基本計画 第12編原子力災害対策編 第2章 災害応急対策 第1節 4】 （全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）） （略） ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、官邸〔内閣官房〕に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとする。その際併せて、緊急時モニタリングの結果、気象情報等を<u>提出</u>するものとする。 <u>○原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したP A Z内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとする。</u> ○<u>全面緊急事態を受けて設置された原子力災害対策本部は</u>、全面緊急事態が発生したと判断した<u>ことを</u>直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡<u>し</u>、関係省庁は官邸、緊急時に緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設等予め指定された場所に参集することとなっている職員を参集させるものとする。 （略）	防災基本計画の修正に伴う修正

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																								
53	表 3.2.1 京都市の警戒態勢 <table><tr><td colspan="2">災害の状況</td></tr><tr><td>※ 1 情報収集事態</td><td>・ <u>原子力施設等立地</u>市町村（おおい町）で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した場合（<u>原子力施設等立地道府県において震度が 6 弱以上であった場合を除く。</u>）</td></tr><tr><td>※ 2 警戒事態</td><td>・ <u>原子力施設等立地道府県（福井県）</u>において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合及び大津波警報が発表された場合（略）</td></tr></table>	災害の状況		※ 1 情報収集事態	・ <u>原子力施設等立地</u> 市町村（おおい町）で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した場合（ <u>原子力施設等立地道府県において震度が 6 弱以上であった場合を除く。</u> ）	※ 2 警戒事態	・ <u>原子力施設等立地道府県（福井県）</u> において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合及び大津波警報が発表された場合（略）	表 3.2.1 京都市の警戒態勢 <table><tr><td colspan="2">災害の状況</td></tr><tr><td>※ 1 情報収集事態</td><td>・ <u>原子力事業所所在</u>市町村（おおい町）で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した場合</td></tr><tr><td>※ 2 警戒事態</td><td>・ <u>原子力事業所所在市町村（おおい町）</u>において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合及び<u>原子力事業所所在市町村（おおい町）沿岸を含む津波予報区において</u>大津波警報が発表された場合（略）</td></tr></table>	災害の状況		※ 1 情報収集事態	・ <u>原子力事業所所在</u> 市町村（おおい町）で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した場合	※ 2 警戒事態	・ <u>原子力事業所所在市町村（おおい町）</u> において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合及び <u>原子力事業所所在市町村（おおい町）沿岸を含む津波予報区において</u> 大津波警報が発表された場合（略）	H29.7.5 原子力災害 対策指針改正																												
災害の状況																																											
※ 1 情報収集事態	・ <u>原子力施設等立地</u> 市町村（おおい町）で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した場合（ <u>原子力施設等立地道府県において震度が 6 弱以上であった場合を除く。</u> ）																																										
※ 2 警戒事態	・ <u>原子力施設等立地道府県（福井県）</u> において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合及び大津波警報が発表された場合（略）																																										
災害の状況																																											
※ 1 情報収集事態	・ <u>原子力事業所所在</u> 市町村（おおい町）で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した場合																																										
※ 2 警戒事態	・ <u>原子力事業所所在市町村（おおい町）</u> において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合及び <u>原子力事業所所在市町村（おおい町）沿岸を含む津波予報区において</u> 大津波警報が発表された場合（略）																																										
55	表 3.2.3 関係局区連絡会議の構成 <table><tr><td></td><td>環境政策局環境企画部長</td></tr><tr><td></td><td>行財政局総務部長</td></tr><tr><td>座長</td><td>行財政局防災危機管理室長</td></tr><tr><td></td><td>総合企画局総合政策室長</td></tr><tr><td></td><td>文化市民局共同参画社会推進部長</td></tr><tr><td></td><td>産業観光局産業戦略部長</td></tr><tr><td></td><td>保健福祉局保健福祉部長</td></tr><tr><td></td><td>（新設）</td></tr><tr><td></td><td>都市計画局都市企画部長</td></tr><tr><td></td><td>（略）</td></tr></table>		環境政策局環境企画部長		行財政局総務部長	座長	行財政局防災危機管理室長		総合企画局総合政策室長		文化市民局共同参画社会推進部長		産業観光局産業戦略部長		保健福祉局保健福祉部長		（新設）		都市計画局都市企画部長		（略）	表 3.2.3 関係局区連絡会議の構成 <table><tr><td></td><td>環境政策局環境企画部長</td></tr><tr><td></td><td>行財政局総務部長</td></tr><tr><td>座長</td><td>行財政局防災危機管理室長</td></tr><tr><td></td><td>総合企画局総合政策室長</td></tr><tr><td></td><td>文化市民局共同参画社会推進部長</td></tr><tr><td></td><td>産業観光局産業戦略部長</td></tr><tr><td></td><td>保健福祉局保健福祉部長</td></tr><tr><td></td><td><u>子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室長</u></td></tr><tr><td></td><td>都市計画局都市企画部長</td></tr><tr><td></td><td>（略）</td></tr></table>		環境政策局環境企画部長		行財政局総務部長	座長	行財政局防災危機管理室長		総合企画局総合政策室長		文化市民局共同参画社会推進部長		産業観光局産業戦略部長		保健福祉局保健福祉部長		<u>子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室長</u>		都市計画局都市企画部長		（略）	組織改正に伴う修正
	環境政策局環境企画部長																																										
	行財政局総務部長																																										
座長	行財政局防災危機管理室長																																										
	総合企画局総合政策室長																																										
	文化市民局共同参画社会推進部長																																										
	産業観光局産業戦略部長																																										
	保健福祉局保健福祉部長																																										
	（新設）																																										
	都市計画局都市企画部長																																										
	（略）																																										
	環境政策局環境企画部長																																										
	行財政局総務部長																																										
座長	行財政局防災危機管理室長																																										
	総合企画局総合政策室長																																										
	文化市民局共同参画社会推進部長																																										
	産業観光局産業戦略部長																																										
	保健福祉局保健福祉部長																																										
	<u>子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室長</u>																																										
	都市計画局都市企画部長																																										
	（略）																																										

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																						
56	表 3.2.5 原子力災害警戒本部の体制 <table><tr><td>本部長</td><td>危機管理監</td></tr><tr><td rowspan="16">本部員</td><td><u>産業戦略監</u></td></tr><tr><td><u>地球環境・エネルギー政策監</u></td></tr><tr><td>文化芸術政策監</td></tr><tr><td>監察監</td></tr><tr><td>観光政策監</td></tr><tr><td><u>子育て支援政策監</u></td></tr><tr><td><u>交通政策監</u></td></tr><tr><td>環境政策局長</td></tr><tr><td>行財政局長</td></tr><tr><td>総合企画局長</td></tr><tr><td>文化市民局長</td></tr><tr><td>産業観光局長</td></tr><tr><td>保健福祉局長</td></tr><tr><td>(新設)</td></tr><tr><td>都市計画局長</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	本部長	危機管理監	本部員	<u>産業戦略監</u>	<u>地球環境・エネルギー政策監</u>	文化芸術政策監	監察監	観光政策監	<u>子育て支援政策監</u>	<u>交通政策監</u>	環境政策局長	行財政局長	総合企画局長	文化市民局長	産業観光局長	保健福祉局長	(新設)	都市計画局長	(略)	表 3.2.5 原子力災害警戒本部の体制 <table><tr><td>本部長</td><td>危機管理監</td></tr><tr><td rowspan="16">本部員</td><td>(削除)</td></tr><tr><td>(削除)</td></tr><tr><td>文化芸術政策監</td></tr><tr><td>監察監</td></tr><tr><td>観光政策監</td></tr><tr><td>(削除)</td></tr><tr><td>(削除)</td></tr><tr><td>環境政策局長</td></tr><tr><td>行財政局長</td></tr><tr><td>総合企画局長</td></tr><tr><td>文化市民局長</td></tr><tr><td>産業観光局長</td></tr><tr><td>保健福祉局長</td></tr><tr><td><u>子ども若者はぐくみ局長</u></td></tr><tr><td>都市計画局長</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	本部長	危機管理監	本部員	(削除)	(削除)	文化芸術政策監	監察監	観光政策監	(削除)	(削除)	環境政策局長	行財政局長	総合企画局長	文化市民局長	産業観光局長	保健福祉局長	<u>子ども若者はぐくみ局長</u>	都市計画局長	(略)	組織改正に伴う修正
本部長	危機管理監																																								
本部員	<u>産業戦略監</u>																																								
	<u>地球環境・エネルギー政策監</u>																																								
	文化芸術政策監																																								
	監察監																																								
	観光政策監																																								
	<u>子育て支援政策監</u>																																								
	<u>交通政策監</u>																																								
	環境政策局長																																								
	行財政局長																																								
	総合企画局長																																								
	文化市民局長																																								
	産業観光局長																																								
	保健福祉局長																																								
	(新設)																																								
	都市計画局長																																								
	(略)																																								
本部長	危機管理監																																								
本部員	(削除)																																								
	(削除)																																								
	文化芸術政策監																																								
	監察監																																								
	観光政策監																																								
	(削除)																																								
	(削除)																																								
	環境政策局長																																								
	行財政局長																																								
	総合企画局長																																								
	文化市民局長																																								
	産業観光局長																																								
	保健福祉局長																																								
	<u>子ども若者はぐくみ局長</u>																																								
	都市計画局長																																								
	(略)																																								

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																												
57	表 3.2.6 災害対策本部の体制 <table><tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr><tr><td rowspan="17">本部員</td><td>危機管理監</td></tr><tr><td>産業戦略監</td></tr><tr><td>地球環境・エネルギー政策監</td></tr><tr><td>文化芸術政策監</td></tr><tr><td>監察監</td></tr><tr><td>観光政策監</td></tr><tr><td>子育て支援政策監</td></tr><tr><td>交通政策監</td></tr><tr><td>環境政策局長</td></tr><tr><td>行財政局長</td></tr><tr><td>総合企画局長</td></tr><tr><td>文化市民局長</td></tr><tr><td>産業観光局長</td></tr><tr><td>保健福祉局長</td></tr><tr><td>(新設)</td></tr><tr><td>都市計画局長</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	本部長	市長	副本部長	副市長	本部員	危機管理監	産業戦略監	地球環境・エネルギー政策監	文化芸術政策監	監察監	観光政策監	子育て支援政策監	交通政策監	環境政策局長	行財政局長	総合企画局長	文化市民局長	産業観光局長	保健福祉局長	(新設)	都市計画局長	(略)	表 3.2.6 災害対策本部の体制 <table><tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr><tr><td rowspan="17">本部員</td><td>危機管理監</td></tr><tr><td>(削除)</td></tr><tr><td>(削除)</td></tr><tr><td>文化芸術政策監</td></tr><tr><td>監察監</td></tr><tr><td>観光政策監</td></tr><tr><td>(削除)</td></tr><tr><td>(削除)</td></tr><tr><td>環境政策局長</td></tr><tr><td>行財政局長</td></tr><tr><td>総合企画局長</td></tr><tr><td>文化市民局長</td></tr><tr><td>産業観光局長</td></tr><tr><td>保健福祉局長</td></tr><tr><td>子ども若者はぐくみ局長</td></tr><tr><td>都市計画局長</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	本部長	市長	副本部長	副市長	本部員	危機管理監	(削除)	(削除)	文化芸術政策監	監察監	観光政策監	(削除)	(削除)	環境政策局長	行財政局長	総合企画局長	文化市民局長	産業観光局長	保健福祉局長	子ども若者はぐくみ局長	都市計画局長	(略)	組織改正に伴う修正
本部長	市長																																														
副本部長	副市長																																														
本部員	危機管理監																																														
	産業戦略監																																														
	地球環境・エネルギー政策監																																														
	文化芸術政策監																																														
	監察監																																														
	観光政策監																																														
	子育て支援政策監																																														
	交通政策監																																														
	環境政策局長																																														
	行財政局長																																														
	総合企画局長																																														
	文化市民局長																																														
	産業観光局長																																														
	保健福祉局長																																														
	(新設)																																														
	都市計画局長																																														
	(略)																																														
本部長	市長																																														
副本部長	副市長																																														
本部員	危機管理監																																														
	(削除)																																														
	(削除)																																														
	文化芸術政策監																																														
	監察監																																														
	観光政策監																																														
	(削除)																																														
	(削除)																																														
	環境政策局長																																														
	行財政局長																																														
	総合企画局長																																														
	文化市民局長																																														
	産業観光局長																																														
	保健福祉局長																																														
	子ども若者はぐくみ局長																																														
	都市計画局長																																														
	(略)																																														

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																														
63	(新設) ※保健福祉部と都市計画部の間	子ども若者はぐみ部 <table><thead><tr><th colspan="3" rowspan="2">所掌事務</th><th colspan="3">記載箇所</th></tr><tr><th>章</th><th>節</th><th>項</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4"><u>屋内退避， 避難収容等 の防護活動</u></td><td rowspan="2"><u>避難所等の開 設</u></td><td><u>避難所の良好な生活環境の維持，衛生状態の把握等</u></td><td><u>3</u></td><td><u>4</u></td><td><u>4.1</u></td></tr><tr><td><u>被災者の健康及び衛生管理， 要配慮者の支援等</u></td><td><u>3</u></td><td><u>4</u></td><td><u>4.1</u></td></tr><tr><td rowspan="2"><u>要配慮者等へ の配慮</u></td><td><u>避難行動要支援者に対する避難支援や安否確認</u></td><td><u>3</u></td><td><u>4</u></td><td><u>4.5</u></td></tr><tr><td><u>避難誘導及び避難所での生活 におけるよう配慮者への配慮者</u></td><td><u>3.</u></td><td><u>4.</u></td><td><u>4.5</u></td></tr><tr><td><u>市民等への 迅速かつ的確な情報伝達活動</u></td><td><u>市民等のニーズ，要配慮者に配慮した情報伝達の実施</u></td><td><u>市民等のニーズの把握，性格かつきめ細やかな情報提供の実施</u></td><td><u>3</u></td><td><u>7</u></td><td><u>7.2</u></td></tr><tr><td><u>自発的支援 の受入れ等</u></td><td><u>ボランティア の受入体制の確保</u></td><td><u>ボランティアの受入体制の確保</u></td><td><u>3</u></td><td><u>11</u></td><td><u>11.1</u></td></tr><tr><td><u>心身の健康 相談体制の 整備</u></td><td><u>心身の健康相談及び健康調査を行うため</u></td><td><u>心身の健康相談及び健康調査を行うための体制の整備及び実施</u></td><td><u>4</u></td><td><u>2</u></td><td><u>2.1</u></td></tr></tbody></table>	所掌事務			記載箇所			章	節	項	<u>屋内退避， 避難収容等 の防護活動</u>	<u>避難所等の開 設</u>	<u>避難所の良好な生活環境の維持，衛生状態の把握等</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>4.1</u>	<u>被災者の健康及び衛生管理， 要配慮者の支援等</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>4.1</u>	<u>要配慮者等へ の配慮</u>	<u>避難行動要支援者に対する避難支援や安否確認</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>4.5</u>	<u>避難誘導及び避難所での生活 におけるよう配慮者への配慮者</u>	<u>3.</u>	<u>4.</u>	<u>4.5</u>	<u>市民等への 迅速かつ的確な情報伝達活動</u>	<u>市民等のニーズ，要配慮者に配慮した情報伝達の実施</u>	<u>市民等のニーズの把握，性格かつきめ細やかな情報提供の実施</u>	<u>3</u>	<u>7</u>	<u>7.2</u>	<u>自発的支援 の受入れ等</u>	<u>ボランティア の受入体制の確保</u>	<u>ボランティアの受入体制の確保</u>	<u>3</u>	<u>11</u>	<u>11.1</u>	<u>心身の健康 相談体制の 整備</u>	<u>心身の健康相談及び健康調査を行うため</u>	<u>心身の健康相談及び健康調査を行うための体制の整備及び実施</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	<u>2.1</u>	組織改正に伴う修正
所掌事務						記載箇所																																											
			章	節	項																																												
<u>屋内退避， 避難収容等 の防護活動</u>	<u>避難所等の開 設</u>	<u>避難所の良好な生活環境の維持，衛生状態の把握等</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>4.1</u>																																												
		<u>被災者の健康及び衛生管理， 要配慮者の支援等</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>4.1</u>																																												
	<u>要配慮者等へ の配慮</u>	<u>避難行動要支援者に対する避難支援や安否確認</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>4.5</u>																																												
		<u>避難誘導及び避難所での生活 におけるよう配慮者への配慮者</u>	<u>3.</u>	<u>4.</u>	<u>4.5</u>																																												
<u>市民等への 迅速かつ的確な情報伝達活動</u>	<u>市民等のニーズ，要配慮者に配慮した情報伝達の実施</u>	<u>市民等のニーズの把握，性格かつきめ細やかな情報提供の実施</u>	<u>3</u>	<u>7</u>	<u>7.2</u>																																												
<u>自発的支援 の受入れ等</u>	<u>ボランティア の受入体制の確保</u>	<u>ボランティアの受入体制の確保</u>	<u>3</u>	<u>11</u>	<u>11.1</u>																																												
<u>心身の健康 相談体制の 整備</u>	<u>心身の健康相談及び健康調査を行うため</u>	<u>心身の健康相談及び健康調査を行うための体制の整備及び実施</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	<u>2.1</u>																																												

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案						修正理由
			の体制の整備 及び実施					
71	（参考）【防災基本計画 第 12 編 原子力災害対策編 第 2 章 第 2 節 避難，屋内退避等の防護及び情報提供活動 1.】 （避難，屋内退避等の防護措置の実施） （略） ○放射性物質が放出された後は，原子力災害対策本部は，地方公共団体に対し，緊急時モニタリングの結果に応じた O I L に基づき地方公共団体が行う避難，一時移転等の緊急事態応急対策の実施について，指示，助言等を行うものとする。	（参考）【防災基本計画 第 12 編 原子力災害対策編 第 2 章 第 2 節 避難，屋内退避等の防護及び情報提供活動 1.】 （避難，屋内退避等の防護措置の実施） （略） ○放射性物質が放出された後は，原子力災害対策本部は，地方公共団体に対し，緊急時モニタリングの結果に応じた O I L に基づき地方公共団体が行う避難，一時移転等の緊急事態応急対策の実施について，指示，助言等を行うものとする。<u>その際併せて，気象情報を提供するものとする。</u>						防災基本計画の修正に伴う修正

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行			修 正 案			修正理由
73	■役割分担			■役割分担			組織改正に伴う修正
	応急対策項目	担当	分担内容	応急対策項目	担当	分担内容	
	4. 1 避難所等を開設する	環境政策部 保健福祉部 (新設) 上下水道部 区本部	4.1.4 被災者の健康及び衛生管理，要配慮者の支援等，必要な措置を講じる	4. 1 避難所等を開設する	環境政策部 保健福祉部 <u>子ども若者はぐくみ部</u> 上下水道部 区本部	4.1.4 被災者の健康及び衛生管理，要配慮者の支援等，必要な措置を講じる	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	4. 5 要配慮者等に配慮する	保健福祉部 都市計画部 区本部	4.5.1 ～	4. 5 要配慮者等に配慮する	保健福祉部 都市計画部 区本部	4.5.1 ～	
		(新設)	4.5.2 避難誘導及び避難所での生活において，要配慮者に配慮する		<u>保健福祉部</u> <u>子ども若者はぐくみ局</u> <u>都市計画部</u> <u>区本部</u>	4.5.2 避難誘導及び避難所での生活において，要配慮者に配慮する	
		医療機関	4.5.3 避難勧告等があった場合，病院等医療機関は患者等を他の医療機関に転院される		医療機関	4.5.3 避難勧告等があった場合，病院等医療機関は患者等を他の医療機関に転院される	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
74	4.1.4 被災者の健康及び衛生管理, 要配慮者の支援等, 必要な措置を講じる 京都市《保健福祉部, 区本部》は, 市域が避難対象区域に含まれた場合, 避難所における被災者の健康状態を十分把握し, 必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。(略)	4.1.4 被災者の健康及び衛生管理, 要配慮者の支援等, 必要な措置を講じる 京都市《保健福祉部, <u>子ども若者はぐくみ局</u>, 区本部》は, 市域が避難対象区域に含まれた場合, 避難所における被災者の健康状態を十分把握し, 必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。(略)	組織改正に伴う修正
76	4.5.2 避難誘導及び避難所での生活において, 要配慮者に配慮する 京都市《総合企画部, 保健福祉部, 都市計画部, 区本部》は, 市域が避難対象区域に含まれた場合, 京都府及び関係機関と連携し, 国の協力を得て, 避難誘導及び避難所での生活において要配慮者が健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し, 避難所での健康状態の把握, 福祉施設職員等の応援体制, 応急仮設住宅への優先的入居, 高齢者, 障害者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。 また, 要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。	4.5.2 避難誘導及び避難所での生活において, 要配慮者に配慮する 京都市《総合企画部, 保健福祉部, <u>子ども若者はぐくみ部</u>, 都市計画部, 区本部》は, 市域が避難対象区域に含まれた場合, 京都府及び関係機関と連携し, 国の協力を得て, 避難誘導及び避難所での生活において要配慮者が健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し, 避難所での健康状態の把握, 福祉施設職員等の応援体制, 応急仮設住宅への優先的入居, 高齢者, 障害者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。 また, 要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。	組織改正に伴う修正
82	(参考)【京都府地域防災計画 第3編 第8章 2】 2 医療活動等 <u>(5)</u>府〔健康福祉部〕は, 災害対策本部を設置したときは, 関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づく医療活動等を実施するため, 災害対策本部のもとに, 緊急時医療センターを設置する。 緊急時医療センターは, 次の機関で組織する。 ア 京都府 イ～エ (略) <u>(6)</u>緊急時医療センターは, <u>初期被ばく医療機関</u>等からなる医療救護班等を編成し, 府災害対策本部の指示により医療活動等を行う。必要と認められる場合は, 府内の<u>二次被ばく医療機関</u>, 地域の高度被ばく医療支援センター等に対して患者の受入れを要請する。(後略)	(参考)【京都府地域防災計画 第3編 第8章 2】 2 医療活動等 <u>(6)</u>府〔健康福祉部〕は, 災害対策本部を設置したときは, 関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づく医療活動等を実施するため, 災害対策本部のもとに, 緊急時医療センターを設置する。 緊急時医療センターは, 次の機関で組織する。 ア 京都府 <u>(原子力災害医療調査官)</u> イ～エ (略) <u>(7)</u>緊急時医療センターは, <u>原子力災害医療協力機関</u>等からなる医療救護班等を編成し, 府災害対策本部の指示により医療活動等を行う。必要と認められる場合は, 府内の<u>原子力災害拠点病院</u>, 地域の高度被ばく医療支援センター等に対して患者の受入れを要請する。(後略)	京都府地域防災計画の修正に伴う修正

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由												
	<u>(7)</u>医療救護班等及び地域緊急医療機関は、必要に応じて<u>放射線医学総合研究所</u>，国立病院及び国立大学病院を中心に，各医療機関より派遣された医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより，国，指定公共機関，関西電力（株）等と連携して，災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査，除染等を実施するとともに，必要に応じ治療を行うものとする。（後略） <u>(8)</u>府〔府民生活部〕は，自ら必要と認める場合又は府内関係市町村等から被ばく者の<u>放射線医学総合研究所</u>，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は，消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。	<u>(8)</u>医療救護班等及び地域緊急医療機関は，必要に応じて<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>，国立病院及び国立大学病院を中心に，各医療機関より派遣された医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより，国，指定公共機関，関西電力（株）等と連携して，災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査，除染等を実施するとともに，必要に応じ治療を行うものとする。（後略） <u>(9)</u>府〔府民生活部〕は，自ら必要と認める場合又は府内関係市町村等から被ばく者の<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は，消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。													
83	第 7 節 ■役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr><tr><td>7.2 市民等のニーズ，要配慮者に配慮した情報伝達を実施する</td><td>本部事務局 総合企画部 産業観光部 保健福祉部 (新設) 消防部 区民部</td><td>7.2.1 市民等のニーズを把握し，正確かつきめ細やかな情報を提供する</td></tr></table> (略)	応急対策項目	担当	分担内容	7.2 市民等のニーズ，要配慮者に配慮した情報伝達を実施する	本部事務局 総合企画部 産業観光部 保健福祉部 (新設) 消防部 区民部	7.2.1 市民等のニーズを把握し，正確かつきめ細やかな情報を提供する	第 7 節 ■役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr><tr><td>7.2 市民等のニーズ，要配慮者に配慮した情報伝達を実施する</td><td>本部事務局 総合企画部 産業観光部 保健福祉部 <u>子ども若者はぐくみ部</u> 消防部 区民部</td><td>7.2.1 市民等のニーズを把握し，正確かつきめ細やかな情報を提供する</td></tr></table> (略)	応急対策項目	担当	分担内容	7.2 市民等のニーズ，要配慮者に配慮した情報伝達を実施する	本部事務局 総合企画部 産業観光部 保健福祉部 <u>子ども若者はぐくみ部</u> 消防部 区民部	7.2.1 市民等のニーズを把握し，正確かつきめ細やかな情報を提供する	組織改正に伴う修正
応急対策項目	担当	分担内容													
7.2 市民等のニーズ，要配慮者に配慮した情報伝達を実施する	本部事務局 総合企画部 産業観光部 保健福祉部 (新設) 消防部 区民部	7.2.1 市民等のニーズを把握し，正確かつきめ細やかな情報を提供する													
応急対策項目	担当	分担内容													
7.2 市民等のニーズ，要配慮者に配慮した情報伝達を実施する	本部事務局 総合企画部 産業観光部 保健福祉部 <u>子ども若者はぐくみ部</u> 消防部 区民部	7.2.1 市民等のニーズを把握し，正確かつきめ細やかな情報を提供する													

平成 29 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由												
90	第 1 1 節 ■役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr><tr><td>1 1 . 1 ボランティ アの受入体制の確保 に努める</td><td>文化市民部 保健福祉部 (新設) 区本部</td><td>11.1.1 ボランティ アの受入体制の確保 に努める</td></tr></table> (略)	応急対策項目	担当	分担内容	1 1 . 1 ボランティ アの受入体制の確保 に努める	文化市民部 保健福祉部 (新設) 区本部	11.1.1 ボランティ アの受入体制の確保 に努める	第 1 1 節 ■役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr><tr><td>1 1 . 1 ボランティ アの受入体制の確保 に努める</td><td>文化市民部 保健福祉部 <u>子ども若者はぐくみ</u> <u>部</u> 区本部</td><td>11.1.1 ボランティ アの受入体制の確保 に努める</td></tr></table> (略)	応急対策項目	担当	分担内容	1 1 . 1 ボランティ アの受入体制の確保 に努める	文化市民部 保健福祉部 <u>子ども若者はぐくみ</u> <u>部</u> 区本部	11.1.1 ボランティ アの受入体制の確保 に努める	組織改正に 伴う修正
応急対策項目	担当	分担内容													
1 1 . 1 ボランティ アの受入体制の確保 に努める	文化市民部 保健福祉部 (新設) 区本部	11.1.1 ボランティ アの受入体制の確保 に努める													
応急対策項目	担当	分担内容													
1 1 . 1 ボランティ アの受入体制の確保 に努める	文化市民部 保健福祉部 <u>子ども若者はぐくみ</u> <u>部</u> 区本部	11.1.1 ボランティ アの受入体制の確保 に努める													
90	1 1 . 1 ボランティアの受入体制の確保に努める 11.1.1 京都市《文化市民部，保健福祉部，区本部》は，～ (略)	1 1 . 1 ボランティアの受入体制の確保に努める 11.1.1 京都市《文化市民部，保健福祉部，<u>子ども若者はぐくみ部</u>，区本部》は，～ (略)	組織改正に 伴う修正												
93	第 2 節 ■役割分担 <table><tr><th>中期対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr><tr><td>2 . 1 心身の健康相 談及び健康調査を行 うための体制を整備 し実施する</td><td>保健福祉部 (新設) 区本部</td><td>2.1.1 心身の健康相 談及び健康調査を行 うための体制を整備 し実施する</td></tr></table>	中期対策項目	担当	分担内容	2 . 1 心身の健康相 談及び健康調査を行 うための体制を整備 し実施する	保健福祉部 (新設) 区本部	2.1.1 心身の健康相 談及び健康調査を行 うための体制を整備 し実施する	第 2 節 ■役割分担 <table><tr><th>中期対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr><tr><td>2 . 1 心身の健康相 談及び健康調査を行 うための体制を整備 し実施する</td><td>保健福祉部 <u>子ども若者はぐくみ</u> <u>部</u> 区本部</td><td>2.1.1 心身の健康相 談及び健康調査を行 うための体制を整備 し実施する</td></tr></table>	中期対策項目	担当	分担内容	2 . 1 心身の健康相 談及び健康調査を行 うための体制を整備 し実施する	保健福祉部 <u>子ども若者はぐくみ</u> <u>部</u> 区本部	2.1.1 心身の健康相 談及び健康調査を行 うための体制を整備 し実施する	組織改正に 伴う修正
中期対策項目	担当	分担内容													
2 . 1 心身の健康相 談及び健康調査を行 うための体制を整備 し実施する	保健福祉部 (新設) 区本部	2.1.1 心身の健康相 談及び健康調査を行 うための体制を整備 し実施する													
中期対策項目	担当	分担内容													
2 . 1 心身の健康相 談及び健康調査を行 うための体制を整備 し実施する	保健福祉部 <u>子ども若者はぐくみ</u> <u>部</u> 区本部	2.1.1 心身の健康相 談及び健康調査を行 うための体制を整備 し実施する													